

精神障害者保健福祉手帳のご案内

精神疾患のある人で、長期間にわたって日常生活や社会生活に制約のある方に対して申請により公布される手帳です。障害の程度により、重度の1級から軽度の3級まであります。手帳を所持していると、様々な福祉サービスを受けることができます。手帳の等級により、受けられるサービスが異なります。

<対象者となる方>

精神の病気で初めて病院にかかった日（初診日と言います）から6ヶ月以上経った日から申請できます。精神障害のために、継続的に日常生活や社会生活に困難がある方が対象です。年齢や入院、在宅による区別はありません。

<サービスの種類>

- 税制上の優遇措置（税金の障害者控除や加算など）、NHK受信料の減免
- 電車料金、バス料金の割引
- 携帯電話使用料の割引（お使いの携帯電話会社により内容が異なります）
- NTT番号案内の無料化（詳しくはお近くのNTTにお問い合わせください）
- 公共施設の利用料、入場料割引など（各施設にお問い合わせください）
- 障害者枠での雇用
- 各種障害福祉サービスの利用
- 重度心身障害者医療費助成制度（別紙）が受けられます（1, 2級に該当する方のみ）

その他、各地域特有のサービスがあります。詳細は各市町村の福祉課窓口にお問い合わせください。

<手続き方法>

- ①居住地の市町村にある福祉事務所に行き、書類をもらってきてください。
- ②診断書を病院の窓口へお預けください。（医師の診断書：5900円）
※障害年金を受給している方は、診断書の代わりに年金証書でも手続きを行うことができます。
- ③必要書類に記入の上、市役所へ提出して下さい。提出の際、マイナンバーカードの提示が必要です。
※自立支援医療（別紙参照）と同時に申請する場合は、手帳の診断書のみで同時申請できます。
- ④承認されると本人に通知が届きます（約1～2ヶ月かかります）。

<持ち物>

- 障害者手帳用申請書
- 障害者手帳用診断書
- （障害年金をもらっている人は）年金証書、年金振り込み通知ハガキ
- 証明写真（脱帽している縦4cm、横3cmの写真）
- 印鑑
- 個人番号カードおよび通知カード

<更新>

精神障害者保健福祉手帳の有効期間は2年間です。2年ごとの更新が必要になります。更新の手続きは有効期限の3ヶ月前からできます。交付されるまで1～2か月かかるうえ、医師の診断書もしくは障害年金の証書が必要になりますので、お早めの更新をお願いします。